

さくら学級放課後児童クラブ及びさくら第 2 学級放課後児童 クラブ運営業務委託に係る公募型プロポーザル実施要領

1 業務名称

さくら学級放課後児童クラブ及びさくら第 2 学級放課後児童ク
ラブ運営業務委託

2 業務委託を行う放課後児童クラブ

さくら学級放課後児童クラブ

さくら第 2 学級放課後児童クラブ

3 業務の内容

別紙「さくら学級放課後児童クラブ及びさくら第 2 学級放課後児
童クラブ運営業務委託仕様書」のとおりとする。

4 参加資格

本提案に参加できる者は、次の各号に掲げる全ての条件を満たす
者とする。

(1) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 の規
定に該当しない者

(2) 浜田市物品調達等競争入札参加者資格審査等要領（平成 17 年
浜田市告示第 118 号）第 5 条第 2 項の有資格者名簿のうち分類「役
務」の大分類「その他役務」に登録されている者

※ 参加の意向があつて、現在、有資格者名簿に登録がない場
合は、参加の表明を行うまでに、当該有資格者名簿登録に係
る資格の認定を受けること。その場合、子ども・子育て支援
課への事前連絡により、臨時で物品調達等入札参加資格審査
の対象とする。そのうえで、令和 7 年 9 月 1 日（月）までに
資格審査の申請を行うこと。また、島根県電子調達共同利用
システムからの申請となるので、浜田市のみを選択すること。

なお、入札参加資格審査の関係書類の提出先は、浜田市総
務部契約管理課入札管理係とする。（提出締切は令和 7 年 9 月
1 日とし、当日必着とする。）

(3) 浜田市物品調達等競争入札参加者資格審査等要領第 13 条第 3
項において準用する浜田市建設工事等競争入札参加資格者指名
停止要綱（平成 17 年浜田市告示第 9 号）に基づく指名停止の期

間がない者

(4) 日本国内において、直近 3 年間に次のいずれかの施設に係る管理運営実績を有する者

ア 放課後児童クラブ

イ 認可保育所

ウ 認定こども園

エ 認可外保育施設

オ 放課後等デイサービス

カ 幼稚園

キ 小学校

ク アからキまでのいずれかに類する施設であって、市長が適当と認めるもの

5 公募書類の配布方法

公募書類に係る各種資料の配布は次のとおり実施する。

(1) 配布期間

令和 7 年 8 月 20 日（水）から令和 7 年 10 月 7 日（火）まで

(2) 資料配布方法

浜田市ホームページより必要書類をダウンロードすることにより配布する。

6 参加申込みの手順・方法

業務の委託にあたり、事前に「参加表明書」を徴収して、資格の有無を審査し、審査結果を通知するとともに、参加資格を有するものに対し、提案書の提出及びヒアリングへの出席を依頼する。

(1) 参加表明書の提出

ア 提出期限

令和 7 年 9 月 11 日（木） 正午必着

イ 提出場所

浜田市健康福祉部子ども・子育て支援課子ども政策係まで持参又は郵送

※ 持参の場合の受付時間は、午前 8 時 30 分から午後 5 時（土、日及び祝日は除く。9 月 11 日（木）は正午）までとする。

ウ 提出書類（各 1 部提出すること。）

（ア） 参加表明書（様式第 1 号）

（イ） 法人等概要（別紙 1）

(ウ) 法人役員等一覧（別紙 2）

(エ) 運営方針及び実績（別紙 3）

直近 3 年間に実施した又は実施している第 4 項第 4 号に掲げる施設に係る業務の運営方針及び実績を具体的に 1 つ以上記載すること。

(オ) 定款

(カ) 財務諸表の写し（直近決算のもの）

エ 参加資格結果通知

参加資格の有無について、参加表明書提出者に対し通知する。

オ 提案競技に係る質疑について

本実施要領の内容に不明な点がある場合は、質問票（別紙 4）により提出することとする。

(ア) 提出期限 令和 7 年 9 月 22 日（月）午後 5 時必着

(イ) 提出方法

質問票（別紙 4）に記載し、電子メールにて受付をする。

なお、質問に対する回答は、担当者から電子メールにより通知する。ただし、質問に回答することによって、他の事業者との公平性を逸するおそれがある事項については、速やかに参加表明書（様式第 1 号）を提出した全事業者にも回答状況を提供するものとする（事業者名は非公表）。

(2) 児童クラブ見学会

募集に際し、さくら学級放課後児童クラブ及びさくら第 2 学級放課後児童クラブにおいて、見学会を開催する。参加を希望する場合は、見学会参加申込書（別紙 5）を提出すること。

ア 受付期限

令和 7 年 8 月 29 日（金）正午必着

イ 提出場所

浜田市健康福祉部子ども・子育て支援課子ども政策係まで持参又は郵送、電子メール若しくは F A X

※ 持参の場合の受付時間は、午前 8 時 30 分から午後 5 時（土、日及び祝日は除く。8 月 29 日（金）は正午）までとする。

ウ 実施日時

令和 7 年 9 月 3 日（水）（時間は希望事業者に別途連絡）

(3) 企画提案書の提出

参加資格を有すると認められる者については、提案書提出依頼書を送付する。

ア 提出期限

令和 7 年 10 月 7 日（火）正午必着

イ 提出場所

浜田市健康福祉部子ども・子育て支援課子ども政策係まで持参又は郵送

※ 持参の場合の受付時間は、午前 8 時 30 分から午後 5 時（土、日及び祝日は除く。10 月 7 日（火）は正午）までとする。

ウ 提出書類

（ア） 企画提案書（別紙 6） 2 部（正本 1 部、副本 1 部）

（イ） 見積書 1 部

エ 企画提案書の作成について

（ア） 企画提案書の様式は、A4 縦長横書き両面印刷を原則とする。

（イ） 文字サイズは 11 ポイント以上を使用すること（図表はこの限りでない）。

（ウ） ファイル等には綴じずに、ホッチキス（上下 2 か所）で留めること。

（エ） 別添「さくら学級放課後児童クラブ及びさくら第 2 学級放課後児童クラブ運營業務委託仕様書」の記載内容を踏まえ、発注者側に理解できるような構成とすること。

オ 見積書の作成について

（ア） 作成内容

a 単年度（12 か月）の費用について見積書を作成すること。様式は、自由様式とするが A4 判で作成すること。

また、見積書の宛名は、浜田市長とし、提出日、業務名、社名、代表者氏名等を記載し、代表者印を押印すること。

b 見積書には、内訳書を添付すること。

（イ） 見積限度額

見積額は、19,904,676 円を限度とし、これを超える金額での提案は認めない。

なお、見積限度額は、次の条件で積算している。

【さくら学級放課後児童クラブ】

	日数	児童数	支援員
放課後時からの開設	198 日	40 人	3 人
午前 7 時 30 分からの開設	44 日	40 人	3 人

【さくら第2学級放課後児童クラブ】

	日数	児童数	支援員
放課後時からの開設	198日	30人	2人
午前7時30分からの開設	44日	30人	2人

【合同開催】

	日数	児童数	支援員
土曜日の開設	50日	15人	2人

また、次の費用は含まない。

- a 本業務に係る消費税及び地方消費税
- b 施設の備品購入費
- c 障がい児等へ対応するために追加配置する支援員等の
人件費
- d 準備期間に係る経費

7 提出書類の取扱いについて

- (1) プロポーザルに関して提出した書類等（以下「提出書類等」という。）は、この要領に定めるものを除き、変更又は取消しができないものとする。
- (2) 提出書類等は一切返却しない。
- (3) 提出書類等の作成・提出等の一切の経費は、参加事業者の負担とする。
- (4) 参加資格を有しない者が提出した提出書類等は、無効とする。
- (5) 提出書類に虚偽の記載をした場合は、無効とする。
- (6) 応募した提案内容に関する著作権は、その応募者に帰属する。
- (7) 採用した提案内容に関する使用権は、浜田市に帰属する。

8 関係資料等の貸与について

関係書類については、子ども・子育て支援課に相談のうえ、プロポーザルの公平性を逸しない範囲内で貸与できるものとする。

9 プレゼンテーションの実施方法について

審査委員会においてあらかじめ定められた評価項目により総合的に審査、評価を行い、評価点が6割以上の者の中から委託予定事業者（候補者）を選定するものとする。

※ 企画提案書提出業者が多数の場合は、提出された企画提案書等について(3)の評価項目に基づき書類選考を実施し、プレゼンテー

ション実施事業者の数を制限することがある。なお、書類選考を実施した場合は、申込みを行った全ての事業者に対し、文書にてその旨を連絡する。ただし、選考結果に対する異議申し立ては受理しない。

(1) プレゼンテーションについて

ア 日時

令和 7 年 10 月 21 日（火） 午後 1 時 30 分から（予定）

イ 場所

浜田市役所（詳細日程、場所等は別途連絡）

ウ 実施方法

（ア） プレゼンテーションの出席者は、3 人以内とする。

（イ） プレゼンテーションの全体の持ち時間は 20 分程度とし、終了後 10 分程度で質疑応答を実施する。

（ウ） パワーポイントの使用可。ただし、表示内容は企画提案書の抜粋とし、企画提案書に記載のない表示を行ってはならない。パワーポイントを使用する事業者は、事前に子ども・子育て支援課へ連絡を入れること。

（エ） 参加事業者が 1 者の場合であっても、プレゼンテーションを実施する。

(2) 評価及び結果の発表

ア 参加事業者のプレゼンテーション終了後、(3)の評価項目により審査委員会が評価・採点を行い、後日速やかに評価結果を通知する。

イ 審査委員会では、あらかじめ定められた評価項目により委託予定事業者（候補者）として選定し、浜田市と委託契約の締結権を有するものとする（契約の前後において、諸事情により契約の締結又は業務の執行が困難となった場合は、次点の業者がその権利を得るものとする。）。

ウ プレゼンテーションの評価経過は非公表とするが、選定された事業者名及び評価結果については、公表の対象とする。

エ 評価結果についての異議申し立ては受け付けない。

(3) 評価項目

提出書類等及びプレゼンテーションにより評価基準表（別表）に基づき評価する。

(4) 審査委員会の構成

審査委員会の委員構成は、別に定めるものとする。

業者選定スケジュール

No.	実施日（予定）	項目	備考
1	令和7年8月20日（水）	参加事業者の募集開始	ホームページ
2	令和7年9月3日（水）	児童クラブ見学会	
3	令和7年9月11日（木） 正午まで	参加表明書等（関連提出書類を含む。）提出締切	持参又は郵送 ※正午必着
4	令和7年9月12日（金）	参加資格確認結果通知・提案書提出依頼	
5	令和7年9月22日（月） 午後5時まで	質問書受付期限 ※期間を設けず、随時回答	電子メールによる
6	令和7年10月7日（火） 正午まで	企画提案書等提出締切	持参又は郵送 ※正午必着
7	令和7年10月21日（火）	審査委員会開催（プレゼンテーション）	プレゼンテーション20分程度、質疑応答10分程度
8	令和7年10月22日（水） 以降	選定結果通知・契約協議等選定事業者と契約締結	

○担当部署（申込書類の提出先・問い合わせ先）

〒697-8501 島根県浜田市殿町1番地
 （浜田市役所本庁舎1階）
 浜田市健康福祉部子ども・子育て支援課子ども政策係
 担当：吉村、古城
 TEL 0855-25-9331（直通） FAX 0855-23-3428
 E-mail: kosodatehien@city.hamada.lg.jp